

## 第21回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年10月26日（月）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、

7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 5番 寺澤 正幸、

6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、

9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司

農地利用最適化推進委員：

3番 大久保 広 4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男

主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠

会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第21回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、7名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、安田委員、畑林委員、細谷地委員より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、8名の出席となっております。

なお、大久保委員、太田委員より欠席の報告がございました。



点在しており、畑9筆、田10筆となっております。確認者の意見ですが、親子間の贈与でありまして、渡人は、77歳となり、受人で息子に贈与するものでございます。受人である息子は、町内の会社に通勤しながら酪農を行っております。労働力は、受人をはじめ、妻、両親の4人が中心で、忙しいときは、雇用も入れております。畑は、従前どおり飼料作物と採草地として利用し、田は、食用米と飼料米を栽培しています。農業機械は、トラクターをはじめ酪農経営に係る農業機械一式を所有しております。経営者の若返りで更なる農地の効率的利用が見込まれ、また、従前どおりの営農継続ということから周囲への影響も支障ないと思います。以上のことから、本件は許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。

議長 休憩します。

休憩：午後 1時36分

---

再開：午後 1時55分

議長 再開します。  
大字〇〇第〇地割〇番〇のA2について確認のため継続審議とすることでご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については継続審議することといたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請が1件提出されております。議案書は、3ページ。位置図等は、4ページも併せてご覧いただきたいと思います。場所は、大字〇〇第〇地割内の登記簿上は畑、現況は道路及び畑となっている所となります。面積は、640㎡。申請人・所有者は、〇〇〇〇。転用の目的は、道路となります。転用の理由は、一般道路として整備する内容となっております。こちらは、内容自体は一部追認というかたちになります。転用の理由の括弧書きに書いてございますが、宅地化が進んで、元々耕作道として使っていたものが、徐々に一般道としての使用がされてきて、現在は、

一般の住宅への道路として使用されている状況にあります。加えて、今回は、向こう側に通り抜けが出来るように道路を延長して、追加をして整備をするということで、既設部分が433㎡、新たに設ける部分が207㎡ということでの申請となっております。4ページのほうの位置図と図面をご覧いただきたいと思えます。場所は、〇〇地区になりまして、申請地、右下の部分が道路の図面ということになります。図面に向かって右下部分、433㎡の部分が今現在一般道路として使用されている部分となります。左上の207㎡と矢印で記された部分は、現況としては畑になっているんですが、そこを道路として接続して、図面の上半分に道路が通っていますが、通り抜け出来るようにしたいという内容となっております。こちらは、後で出てきますけれど、議案第3号の第5条申請で4ページの図面の〇番〇と地番がついた所がありますが、こちらに一般住宅を建築したいので転用したいという申請と併せての申請となります。

追認の内容として、実際道路として使用し始めたのが昭和45年あたりから1筆の畑だったんですけどその当時から宅地として分筆し、宅地化が進んでいったという経過となっております。道路として使用し始めたのが45年から48年当時に当初宅地のほうの転用が行われたために、その当時から道路としての使用が始まったという経過となっております。

以上1件、農地法第4条の申請となります。現地確認は、本田委員と山田委員にお願いしてございます。以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、本田委員と私が、依頼されておりますので報告願います。

本田委員 10月16日、山田会長と事務局と3人で現地確認をしました。場所は、先程事務局から説明がありましたけれど、〇〇地区内でございます。県道を〇〇のほうに向かって行くと左側に新しい〇〇が建っております。それを〇〇方面に大体100mくらい進んで右折をします。そのまま進み50m位のところを左折したところにあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側は農地。南北は宅地となっております。確認者の意見でございますが、現在15世帯の生活道路として昭和45年ごろから宅地の道路として使用されております。45年ごろは1世帯か2世帯の住宅が建って、徐々に所有者が分筆をして、現在は15世帯くらいの宅地がございます。そのような状況でありますので、これについては、許可相当であると判断をしました。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

議長 休憩します。

休憩：午後 2時 4分

再開：午後 2時17分

議 長 再開します。  
ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の5ページから6ページ、7ページが位置図のほうになりますので、併せてご覧いただきたいと思います。農地法第5条の申請が2件ございます。

番号1、農地の所在は、大字〇〇第〇地割の畑になります。1筆では、4,709㎡になりますが、うち1,296.89㎡の一時転用となります。権利の設定は、賃貸借になります。貸付人・所有者は、〇〇〇〇。借受人が、〇〇〇〇、〇〇の事業者となります。転用目的・施設につきましては、現場事務所、駐車場、集会場等となっております。転用の理由は、建築工事に伴う現場事務所等の用地として使用するものという内容となります。農振農用地区域外になりまして、農地区分は第3種農地と判断しております。一時転用の期間は、許可日以降から令和4年11月30日までとなっております。現地確認は、本田委員と山田委員にお願いしてございます。位置図のほうは、6ページに添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

番号2、大字〇〇第〇地割の畑となります。面積は、349㎡。こちらの権利設定は、使用貸借により一般個人住宅を建築するという内容となっております。貸付人は、〇〇〇〇。借受人は、〇〇〇〇。親子での使用貸借となります。転用の理由は、自己住宅の建築という内容となります。こちらは農振農用地区域外で第3種農地と判断してございます。現地確認は、本田委員と山田委員にお願いしてございます。位置図は、7ページのほうに添付してございますのでご覧いただきたいと思います。別紙でA3の両面の図面を付けてございます。配置図と建物の平面図を番号1、番号2、それぞれ印刷しておりますので、こちらも併せてご覧いただきたいと思います。

以上の2件となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1と2は、本田委員と私が、依頼されておりますので、報告願います。

本田委員 番号1でございますが、10月16日に3人で現地確認をしました。場所は、〇〇地区内でございます。〇〇〇〇より〇〇方面へ約70mいった所の左側になります。周囲の状況は、東側は町道、西側は農地、南側は宅地、北側は農地となっています。確認者の意見でございますが、建築に伴っての事務所、駐車場、作業員の休憩場及び最大数百人規模の朝礼場所などの確保のためとされています。今回の転用農地は、農地内の一部であり周辺への農業被害は無いと見ました。なお、転用農地には、現在雑穀が栽培されています。農地復元の確実性は十分かということですが、事業完了後、速やかに原状回復を行う計画であり、復元の確実性があるものと見込まれます。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

番号2でございますが、先程の〇〇地区の場所でございますので割愛させていただきますが、道路の西側部分に住宅が建つというものでございます。周囲の状況でございますが、東側、南側、北側は宅地、西側は農地でございます。確認者の意見でございますが、転用農地の周辺は宅地であり、父親の農地が一部でございます。周辺への被害もなく許可相当であると考えます。

以上でございます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

番号2について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は、8ページになります。議案第4号、適用外証明交付申請の承認について1件提出がございます。

番号1、場所は、大字〇〇第〇地割の登記簿上は畑、現況は山林及び原野となっております。面積は4,008㎡。所有者は、〇〇〇〇。〇〇のご住所になります。非農地の事由ですけれども、当該農地は夫の父親が所有していたが、体調を崩し平成5年頃から耕作をしなくなった。平成12年には、町外に転出し以来、耕作することなく現在に至っている。その間に雑木等が生い茂ってい

るという状況になります。現地確認は、工藤委員と笹山委員にお願いしてございます。位置図につきましては、議案書の下の部分に付けてございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上の1件となります。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、工藤委員と笹山委員に、依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

工藤委員 10月20日に笹山委員と事務局と3人で現地確認に行ってきました。場所は、〇〇地区にあり、〇〇〇〇から直線で200mほど入った所にあり、町道が西に接して、周囲は山林に囲まれていました。町道の向かいには、旧居宅がそのままありました。当該農地は、夫の父親が所有し耕作していたが、体調を崩した平成5年頃から耕作をしなくなりました。平成12年には町外へ転出することになり、以来耕作することはなくなりました。平成25年に父親から相続をした夫も亡くなり、翌年に夫から相続した自分も会社員だったこともあり、現在まで耕作することなく自然に雑木等が生い茂ってしまいました。農地法等に関して不知であり、手続きすることなく現在に至ってしまったということです。確認者の意見としまして、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。また、周囲は山林で農地への影響は無く許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

( 午後3時03分 閉会 )